審　査　基　準

令和６年１１月８日作成

法　　令　　名	銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項	第９条の３の２第１項
処 分 の 概 要	クロスボウ射撃指導員の指定
原権者（委任先）	青森県公安委員会
法 令 の 定 め	銃砲刀剣類所持等取締法第９条の３の２第１項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第１条（届出及び申請の手続）、第４２条の２（クロスボウ射撃指導員の基準）、第４３条（射撃指導員の指定の申請の手続）
審　査　基　準	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第４２条の２各号について、面接、試験等の方法により審査を行い、全てに適合していれば指定を行う。 なお、同規則に定めるクロスボウ射撃指導員の指定の基準中 （１）「クロスボウに関する法令」とは、銃砲刀剣類所持等取締法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等の法律、これらに基づく命令及びこれらに基づく行政庁の処分を指す。 （２）「相当な人格識見」とは、クロスボウの射撃に関するものにとどまらず、社会生活全般におけるそれを指す。 （３）「相当な知識」、「相当に習熟」とは、一般的な知識、技能にとどまらず、指導の相手方の個別具体的事案に即して指導可能な程度に知識、技能を有するという趣旨である。
標 準 処 理 期 間	３５日
申　　請　　先	あなたの住所地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
問 い 合 わ せ 先	あなたの住所地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
備　　考	